

復 氏 届

復氏とは、婚姻や縁組などの身分行為を行う従前の氏にもどることです。

復氏届は、婚姻により氏を改めていた者が、配偶者（筆頭者のこと）がお亡くなりになられた後、婚姻前の氏にもどるための届出です。

婚姻をする従前の戸籍にもどるか、新しい戸籍を編製するかのいずれかを、届出人に任意で決めていただきます。ただし、もどるべき戸籍が除かれている場合は、新しい戸籍を編製します。

根 拠 法 令	戸籍法第 9 5 条、民法第 7 5 1 条
届 出 期 間	届出をした日から法律上の効力が発生
届 出 地	届出人の本籍地または所在地
届 出 人	生存配偶者のみ（復氏しようとする者）
必 要 書 類	・ 届 書：復氏届記入例は下記をご覧ください。 ※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。 ・ 印 鑑：届出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください。）
そ の 他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください。 ・ 復氏届をしても、亡くなられた配偶者の者との姻族関係は継続します。姻族関係も終了させるときには、姻族関係終了届を提出する必要があります。 ・ 婚姻の際氏を改めた者が、配偶者の方がお亡くなりになり、別の者と婚姻することで更に氏を改めている場合は、最初の婚姻のときの氏にもどるか、更に最初の婚姻を行う前の氏にもどるかを選択することができます。 例）春日部太郎さんと埼玉花子さんが夫の氏で婚姻し、花子さんは「春日部」という氏に変更。 その後、太郎さんが亡くなり、中央一郎さんと夫の氏で婚姻することで花子さんは「春日部」から「中央」という氏に変更。 更に一郎さんが亡くなった場合、花子さんは現在の「中央」という氏から「埼玉」にも「春日部」にも復氏することができます。 このときいずれの氏に復する場合でも、届書中の「死亡した配偶者」欄に記載するのは、最後の配偶者である「中央一郎」さんになります。
関連の届出	
教 示	復氏届の不受理処分がされたとき、戸籍法第 1 2 2 条により家庭裁判所に不服申立てができます。

復氏届

令和7年2月14日届出
※届出日を記入してください。
埼玉県春日部市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号				発送 令和 年 月 日			
送付 令和 年 月 日 第 号				埼玉県春日部市長 印			
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知		

(よみかた) 復氏する人の 氏 名	かすかべ はなこ	
	氏 春日部	名 花子 大正・昭和・平成 43年 10月 10日生
住 所 (住民登録をして いるところ)	埼玉県春日部市中央 7 (丁目) 2 (番地) 号 (方書・マンション名)	
	(よみかた) かすかべ はなこ 世帯主 春日部 花子 の氏名	
本 籍	埼玉県春日部市金崎 839 (丁目) (番地) 1 番	
	筆頭者 春日部 一郎 の氏名	
(よみかた) 復する氏 父母の氏名 父母との続き柄	しょうわ	父 庄和 二郎 続き柄
	氏 庄 和	母 京子 長 ☐ 男 ☒ 女
復氏した後の 本 籍	☒ もとの戸籍にもどる ☐ 新しい戸籍をつくる しょうわ じろう	
	埼玉県春日部市中央 7 (丁目) 2 (番地) 番 筆頭者 庄和 二郎 の氏名	
死亡した配偶者	氏名 春日部 一郎 令和 2年 11月 11日 死亡	
そ の 他		
届 出 人 署 名 押 印	春日部 花子 印	

※持参するもの 印鑑 (任意)
※姻族関係を終了するには、姻族関係終了届の提出が必要です。

連絡先	電話 048 (736) 1111
	(自宅)・携帯・勤務先・呼出